	引張耐力の合計が三・六キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			

この表において、木ねじとは、ＪＩＳ　Ｂ一一二二（十字穴付き木ねじ）―一九九五又はＪＩＳ　Ｂ一一三五（すりわり付き木ねじ）―一九九五に適合する木ねじをいうものとする。次号の表において同じ。

三　次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量（単位　キログラム）	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力（単位　キロニュートン）
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるあと施工アンカー	二本以上	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・二
	六十を超え百以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるあと施工アンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
中間階、上層階及び屋上	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるあと施工アンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
	六十を超え百以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるあと施工アンカー	四本以上	〇・五
		径が五・五ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	八本以上	〇・四

四　給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力（次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。）に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合においては、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長期に生ずる力	$G+P$
短期に生ずる力	$G+P+K$

この表において、G、P及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力

P　給湯設備の積載荷重によって生ずる力

K　地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P=kw$$

この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P　地震力（単位　ニュートン）

k　水平震度（建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するＺの数値に次の表の給湯設備を設ける場所の欄の区分に応じ、同表の設計用標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。）

給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	〇・四
中間階	〇・六
上層階及び屋上	一・〇

w　給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和（単位　ニュートン）

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百四十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項の規定に基づき、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。

別表第四一(六)の項防火区画等の貫通措置の状況の項(に)欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表二

(七)			
給湯設備（循環ポンプを含む。）	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること。